

番 号 01049

登 録 識 別 情 報 等 通 知 書

自 動 車 登 録 番 号		登 録 年 月 日		初 度 登 録 年 月		車 台 番 号															
		平成 26年 7月 30日		平成 14年 9月		FP54JD520744															
車 名				型 式				原 動 機 の 型 式													
三菱				[313]KL-FP54JDR				6M70													
所有者の氏名又は名称																					
所 有 者 の 住 所																					
[29268]																					
自 動 車 の 種 別		用 途		自家用・事業用の別		車 体 の 形 状		乗 車 定 員		最 大 積 載 量		車 両 重 量		車 両 総 重 量							
普 通		貨物		事業用		トラクタ		2[2]人		39070[9300]kg		6460kg		45640[15870]kg							
総排気量又は定格出力		燃 料 の 種 別		型式指定番号		類別区分番号		長 さ		幅		高 さ		前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重	
12.88kw		軽油						560cm		249cm		288cm		4270kg		-kg		-kg		2190kg	
有効期間の満了する日		平成 26年 9月 29日																			
備 考																					
[] , 一時抹消登録 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 速度抑制装置付 [走行距離計表示値] 555, 700km (平成25年8月29日) [旧走行距離計表示値] 519, 600km (平成24年9月14日))*保安基準緩和* [認定年月日] 平成14年9月26日 [中部運輸局] 923 [緩和事項] [005] 軸重 [制限事項] [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、 [064] けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。、 [067] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。、 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 [その他検査事項] (930) 最大積載量欄中括弧内は基準内第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は基準内車両総重量を示す。なお、基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11,000KG及び17,570KGとする。 以下余白																					



平成 26年 7月 30日

運輸支局長

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい